

大災害時の 対応マニュアル

～海井医科器械（株）のBCPについて～

（2024年7月1日制定）

海井医科器械株式会社

はじめに

わが社は一般社団法人 日本医療機器販売業協会に所属し、その指導の下、以下の災害時における行動指針を策定したものとする。以下、その一部を掲載する。

海井医科器械株式会社

わが国は世界の中でも地震大国と言われているとおり、1995 年の阪神淡路大震災からわずか 27 年の間に、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、能登半島地震、宮城・岩手内陸地震、新潟県中越沖地震、東日本大震災につづいて熊本地震と甚大な被害を受けてまいりました。

また、近年各地で発生する豪雨による災害や、大雪による災害まで常に罹災と隣り合わせの状況に置かれているとって過言ではないといえます。

我々医療機器販売業は、いつ・いかなる時も医療機器・医療材料を安定して医療機関にお届けする社会使命のもとに、大規模災害時にあつて自らが被災者であるにもかかわらず、使命遂行に全力を傾注してまいりました。

日本医療機器販売業協会は、2011 年 3 月 11 日の教訓をもとに、「大災害時の対応マニュアル」を策定し、協会はもとより、各ブロックと都道府県医療機器販売業協会および会員各社の協力によって、必要な時に、必要な物を、必要としている人たちに安定供給し、社会的な使命を果たすことで存在意義を高めていくことが大切であると強く認識しなければなりません。

2023 年 9 月 1 日

一般社団法人 日本医療機器販売業協会

も く じ

1. 海井医科器械株式会社本社並びに関連する各営業所、支店、部署がすべきマニュアルについて
2. 災害に対する事前対策 3
 - (1) 医療機器供給体制について
 - (2) 災害訓練の実施
 - (3) 緊急通行車両について
 - (4) 緊急時連絡網の整備 6
 - (5) 医療機器・医療材料供給体制の確認 6
3. 災害発生時の対応 7
4. 災害の定義 7
5. 支援体制の設定 6
6. 国から要請される業務 8
7. 要請事項と手順 8
8. 地震調査委員会が発表している主な断層や地震について 10
9. 防災と対策マニュアル 13

1. 海井医科器械株式会社本社並びに関連する各営業所、支店、部署がすべきマニュアルについて

本マニュアルは、海井医科器械株式会社本社並びに関連する各営業所、支店、部署が大災害時において、必要な場所に必要な医療機器・医療材料を安定的に供給することをもって、復旧・復興を支援し罹災地に対する社会的貢献を履行すべき行動や手順を簡略に示しています。

大切な点は、まず**本社と報告・連絡・相談（ほう・れん・そう）を欠かさず、かつ速やかに行っていただくこと**です。

特に、各営業所、支店、部署は当社社員と得意先の状況をできるだけ詳しく報告いただくことが対策を決定するために重要となります。

各所からの情報収集への対応や業務上の要請があった場合に対する行動と、各都道府県協会や会員企業への救援・支援が可能かなどの判断材料といたします。

2. 災害に対する事前対策

(1) 医療機器供給体制について

海井医科器械株式会社は山口県との間において「災害対策協定」の締結を実施しています。災害備蓄医療機器等については、自治体から災害発生時に要請があった場合に自治体及び災害拠点病院等との間における配送ルート・納品方法等供給体制を本マニュアルに沿って策定するよう検討する。

(2) 災害訓練の実施

海井医科器械株式会社は 9 月 1 日の防災の日を中心に、可能な限り自治体と協同して災害訓練に参加し、医療機器等の緊急配送及び災害拠点病院との連携を確認するよう取り組みます。

(3) 緊急通行車両について

海井医科器械株式会社は災害発生時に緊急配送に支障をきたさないよう、事前に自治体と協議調整のうえ緊急通行車両事前届出を行い、交通規制が行われた時に優先的に標章等が交付されるように準備します。

① 事前届出の手続き

自治体と協議調整のうえ事前届出を行い「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受ける。 年 月届け出済み 。以下、参考資料です。

(主な必要書類)

- ・ 緊急通行車両等事前届出書（届出書は警察署の窓口で受領してください）
- ・ 車検証の写し（個人名義の場合は社用として使用している証明書を添付）
- ・ 行政と各都道府県協会における災害時の協定書の写し等

※自治体によっては、その他疎明資料の提出が必要

② 災害等発生後の標章等申請

大規模災害等が発生し、災害対策基本法等による交通規制が行われた時、標章等の交付手続が必要になる。手続きは最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示して、申請書等を提出することにより審査が省略され、優先的に「標章」および「緊急通行車両確認証明書」が交付される。

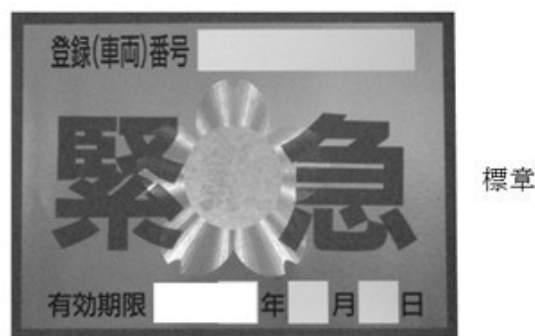
(主な必要書類)

- ・ 緊急通行車両等事前届出済証

・緊急通行車両等確認申請書（申請書は警察署、交通検問所等の窓口で受領してください）

・当該車両

※その他提出資料は警察署等へ事前に確認しておくこと



出典：警視庁ホームページより

※交付された標章等の車両への掲示位置などを予め打合せておくこと効果的

※自治体によっては、あらかじめ大規模災害の発生を想定した「緊急交通路指定予定路線」を定め公開しているので各都道府県警察ホームページで確認しておくこと。

③交通規制

交通規制が行われた際、警察車両の先導で医療機器を医療機関へ緊急配送する事例もあるが、基本的に帰りは警察車両による先導は行われない事を念頭に置き、道路の状況によっては車中泊等も考慮に入れた燃料食料等の準備をすることが必要になる。

また、緊急事態に備え前もって関係機関の連絡先を調べておくこと。

各自治体

関係機関	連絡先
所管の警察本部	各自でお調べ下さい
最寄りの警察署	各自でお調べ下さい
各都道府県公安委員会	各自でお調べ下さい

高速道路管理者

西日本高速道路（株）（NEXCO 西日本）	0120-924-863（年中無休、24 時間受付） 06-6876-9031（年中無休、24 時間受付）
-----------------------	--

道路緊急ダイヤル#9910

道路緊急ダイヤルは、国道や高速道路など幹線道路の異状（車両の通行に支障となる道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど）を発見した際に通報する専用ダイヤルです。（年中無休、24 時間受付、無料）

【注意！】運転中の携帯電話の使用は道路交通法により禁止されています。

併せて各ブロック及び各都道府県協会毎に、広域集配機能を有する運送会社との災害時協力のための覚書（集積所の確保や車両の確保はコストが伴います。災害時に積極的に協力する精神条項でも可能。）を締結し、予め協力運送会社を登録し災害時に速やかに対応できるよう準備する。

各ブロック及び各都道府県協会覚書締結運送会社一覧

山口県医療機器販売業協会	（一社）山口県トラック協会 山口市宝町 2-84	0 8 3 - 9 2 2 - 0 9 7 8
福岡県医療機器協会	（公社）福岡県トラック協会 福岡市博多区博多駅東 1-18-8	0 9 2 - 4 5 1 - 7 8 7 8

(4) 緊急時連絡網の整備

海井医科器械株式会社は被災状況の把握や後方支援体制の早期立ち上げを図るため、自治体・医師会・薬剤師会・歯科医師会・各都道府県協会・会員各社・メーカー・警察・消防等との緊急時連絡網を整備することとします。

なお、大災害時は、通信事業者の通話規制が行なわれる可能性が高いことから、比較的通信確率の高い防災用携帯電話を準備する。

災害時等に通信規制がかかった時でも、規制の影響は受けにくくなります。

（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hi_jyo/yusen.html

(5) 医療機器・医療材料供給体制の確認

災害時においても、販売業の機能や販売業と医療機関とのネットワークが維持されている場合は、平常時の供給体制を基本とする。ただし正常な機能が保持できていない場合にあっては、当社は医器販協、各都道府県協会、会員各社、メーカーと連携の下に共同供給体制を実行することとします。

3. 災害発生時の対応

- (1)、海井医科器械株式会社本社並びに関連する各営業所、支店、部署、において被災していない部署に災害対策本部を速やかに設置する。
- (2)会社役員、各所長、次席は他の社員及び其の家族の被災状況及び現状を把握し、災害対策本部に連絡を取る。次に医療機器等の供給状況並びに医療機関被災稼働状況等の情報を被災地都道府県協会に報告する。
- (3)被災地都道府県協会は医器販協災害対策本部に被災状況及び医療機器等の供給状況を速やかに報告し必要な医療機器等の調達要請を行う。
- (4)医器販協災害対策本部は国又は自治体に被災状況及び医療機器等の供給状況を速やかに報告する。
- (5)医器販協及び被災地都道府県協会は必要に応じ各都道府県協会に後方支援要請を行う。

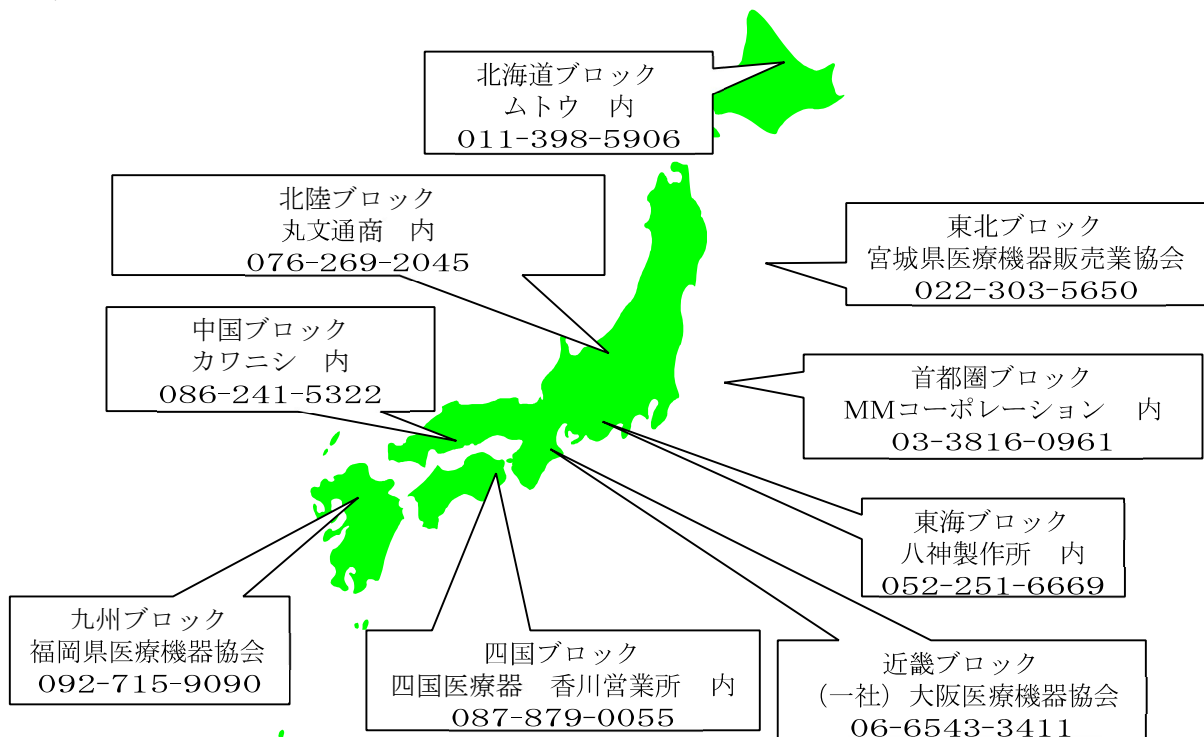
4. 支援体制の設定

- (1)広域災害時は、当該エリアの協会に所属する企業も被災当事者になることが十分想定される
- (2)前述の状況を考慮して、地域支援体制の設定が必要であり、その区分を次のように設定する
【限定広域災害】 当該の都道府県内に止まる災害
【広域災害】 地方（ブロック）を超える特に広範囲の災害
- (3)限定広域災害の発生時においては、被災状況が比較的軽微であり、支援に効果的な最も近い都道府県の協会所属会員企業が支援する体制とする
- (4)広域災害の発生時においては、緊急物資の供給経路を最も重視した、近隣ブロックが支援する体制とする
- (5)支援体制の最も重要な事項は、情報の一元管理と指示伝達経路であり、情報の錯綜と曖昧な指示伝達を回避すること

5. 災害の定義

- (1) 大震災……震度6弱以上の揺れによる地震災害
- (2) 大規模な火災・風水害・雪害……広範な火災、台風、雪害、噴火等による地域インフラが壊滅的被害に陥った場合参考として、
 - ① 水害・土砂災害について、国や都道府県が出す防災気象情報と、市町村が出す避難情報は5段階の「警戒レベル」※を用いて発令されることとなるが、「警戒レベル3」から「警戒レベル4」相当の場合。
 - ② 自衛隊の災害派遣が実施された場合等【通常の災害派遣（自衛隊法第83条2項本文）災害発生により発生した被害については、まず自治体（消防・警察などを含む）や海上保安庁が対応することとなるが、十分な対応が困難な場合、（市町村の要求を受けた）都道府県知事、海上保安庁長官や管区海上保安本部長、空港事務所長からの要請に基づいて自衛隊の部隊等が派遣される。】
- (3) 大震災の切迫……首都直下地震、東海地震、東南海地震、南海地震等の地震予知情報が発表された場合

災害の規模がどのようなレベルで対策の対象とするかの判断が難しいため、まず災害が発生した時点で当該被災地の各都道府県協会に状況確認を行い、即時に対策本部を設置することを最優先とし、その後、必要性が認められない場合は速やかに解散させることで、不測の事態に対する事前対応を優先させます。 ※警戒レベルを用いた防災情報



図ー2 医器販協におけるブロックの設定について

6. 国 から 要 請 さ れ る 業 務

主に公的医療機関等への機器や衛生材料供給
情 報 提 供 （会員企業の稼働や供給状況の報告、電力不足等による会員企業活動への影響について）
そのほか国から要請されたもの

7. 要請事項と手順

- (1)原則として厚生労働省医政局 医薬産業振興・医療情報企画課から医器販協災害対策本部に医療機器の供給依頼及び被害状況報告の要請が書面（メール又はFAX）で届きます。
- (2)医器販協災害対策本部では、被災地の都道府県協会に厚労省から要請のあった医療機関ごとの書面をメールまたは FAX で送付します。都道府県協会では、当該医療機関の供給依頼リストの機器等がすでに会員業者に伝わっているか確認して、重複しないように会員企業に要請を行ってください。交通アクセスや主な業容（外科、内科、整形、循環器、透析・・・？）などを考慮し、該当する会員企業に要請を行なってください。
- (3)要請を請けた都道府県協会は、供給や派遣を行ない、これらの状況報告を医器販協災害対策本部にいたします。
- (4)なお、医器販協災害対策本部や都道府県協会の罹災や通信状況、緊急度合いなどによって、電話での口頭要請や、会員企業への直接要請もあり得ますので、その際は各位での対応をお願いします。

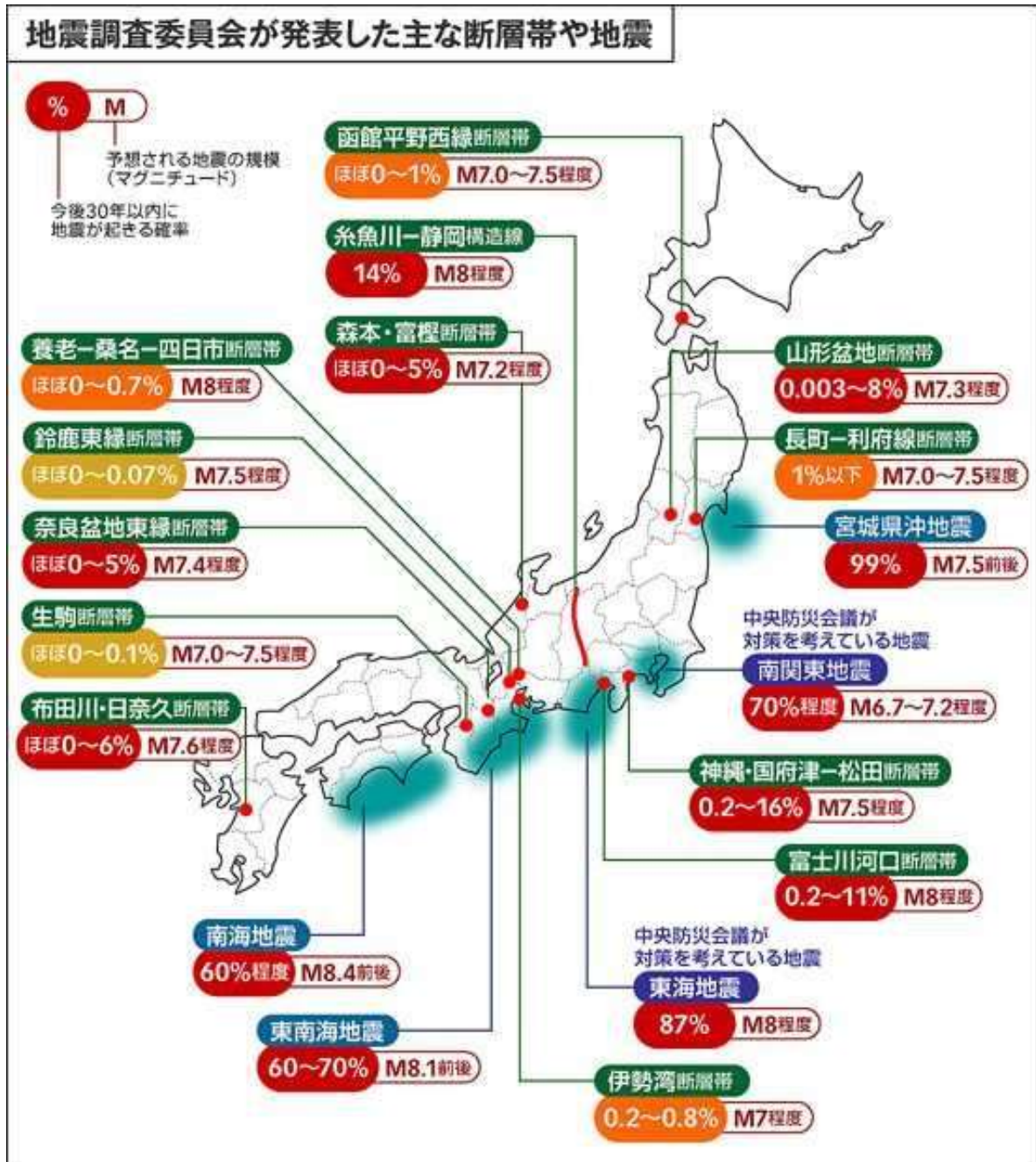
国から書面による「要請項目」

- ① 供給・点検修理の区別
- ② 品 名（または件名）
- ③ 数 量
- ④ 供 給 日（点検日）
- ⑤ 送 付（点検）場 所
- ⑥ その他参考事項

注）口頭、直接要請の場合、会員企業の側でも医療機関に上記項目について確認ください。

- (5) 対価の請求……厚労省から（上記の手続きと項目で）要請のあった物品や業務については、その実費（消費されたものに限り）が支払われます。ただし、状況から相当期間後の精算と考慮ください。また、国経由で協力要請（仲介）された医療機関内の使用物品や派遣にかかる費用については、直接、当該医療機関と交渉の上、請求いただくことになります。

8. 地震調査委員会が発表している主な断層や地震について

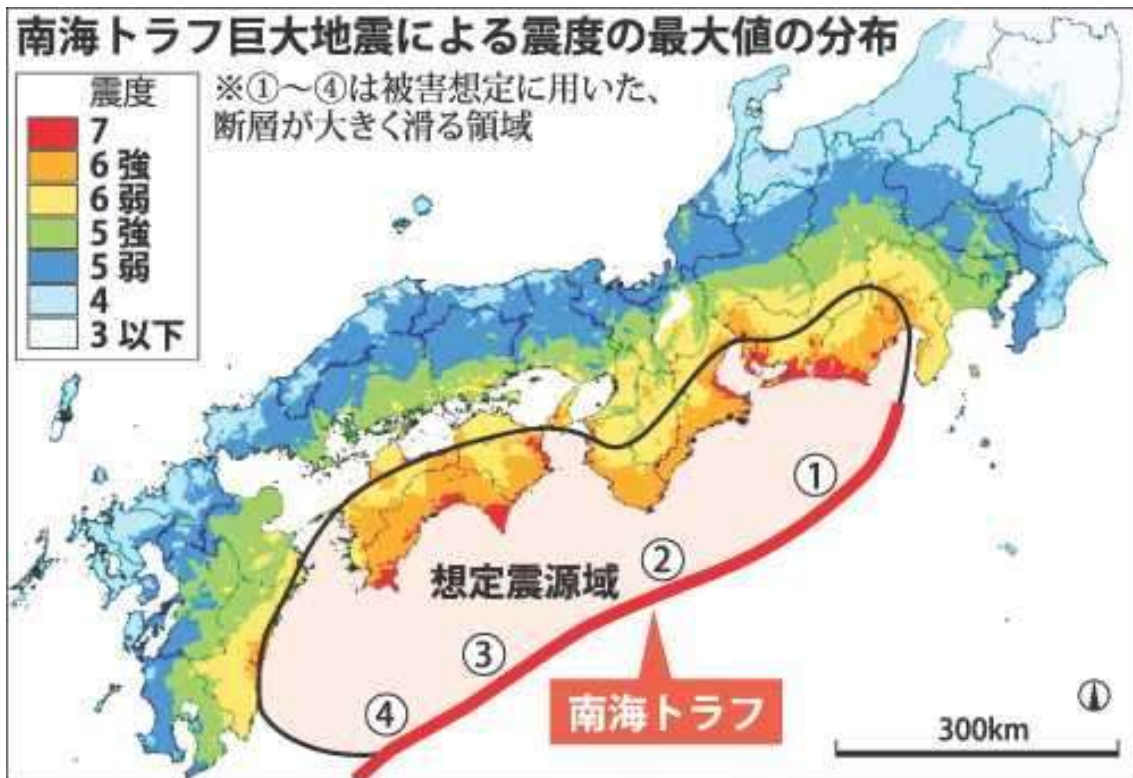


地震防災対策強化地域等の対象地域図

- 地震防災対策強化地域
- 地震予知連絡会が指定した特定観測地域・観測強化地域
- 南関東地域直下の地震対策に関する大綱の対象地域



この図は、上記地域をわかりやすく示したものであり、厳密に対象地域を示したものではありません。



9. 防災と対策マニュアル

◆想定外のコトが次々？

マニュアルの要領で備えと臨機応変な対応を。

考慮いただきたい点は、東日本大震災の惨禍からも明らかなように、想定外の事象が次々と起こり、予め備えていた通りに事が運ばないケースが頻発します。

そういう意味では、前半で示したマニュアルは、基準やガイドラインといった解釈で捉えていただいても構いません。要は、もしもの時には「国民の生命や健康を守るため、業界としてできること」を、会員企業が一体となって行なうことですから、主旨に従い臨機応変な判断と実行をお願いいたします。

さて、最初に業界として取り組むべき中味と手順を示しましたが、それを実際に行なうには、まず、会員各社の業務ができるだけ平常時と変わらずに行えること、いわゆる「事業継続」が最も重要です。

前出、もしもの時の「国民の生命と健康・・・」とはまさに会員各社の従業員とその家族であり、業界としてできることとは、各社のできることと同じ意味になります。

イザッと言うときにどうするか、その前にどんな準備をしておくか、順序が逆になりましたが、マニュアルと共に活用いただきたい「企業版防災と対策マニュアル」策定の一助としてご活用ください。

想定外なことを含め、起こる事例と対処（ヒント）

●電話【NTT回線】の不通やかかりにくい→公衆電話優先 →ボックスは無料～停電時はテレカ不可、硬貨持参を
●携帯電話→かかりにくい→メール可（多少遅延）や 災害伝言ダイヤル 171（NTT）他も
●他の通信→衛星電話、アマチュア無線（災害時→業務使用できる）
●インフラ【停電】→交換機不能（代表番号×） →付属番号にトライしてみる。

●インフラ【都市ガス】→最も復旧に時間がかかる。
●通信【都：かかりにくい】→都・薬務課 が出ない?! ならば・・・ 保健福祉総務課 または・・・医療整備課
●通信【病院：不通】→急患対応、問い合わせ集中でかかりにくい。 →直接出向くか？
●通信【協会：不通】→連絡網の上位順に連絡してみる。
●道路交通【渋滞・通行制限】→自転車・バイク・徒歩が確実？
●宅配【集荷場パンク】→被災地外の自社営業所や他県同業者の協力で迂回配送。
●出荷【自治体の要請】→口頭で要請もあり、後日報告し請求できる。
●システム【機器停止】→手書き納品書・受領書でサインをもらう。

◆罹災後は、まず社内体制を段階的に整えること。

(落ち着いて……事業の継続を念頭に)

【事業継続の基本】(事前の準備も含め)

- ①従業員の安否確認、救援活動を第一に行なってください。
業務中の場合で負傷者が出たときは、自力で応急手当を行なってください。
- ②余震の頻発に備え手分けして事業施設や備品・機器などの点検と仮対策を行い、業務の継続が可能なように、できるだけ落ち着いて指揮系統を整え、情報の共有と連繫体制、人員・物資の確保を始めてください。
- ③大切な点は、罹災後 48 時間（二日間）程度は生活救援はないと想定し、その間は自給自足で維持する体制を整えることです。
- ④また、大災害時には通信も輻輳し、事実上不通状態（公衆電話優先）になりますので、徒歩、自転車・バイクや、衛星電話、アマチュア無線など、予め複数の手段を備えてください。
- ⑤もう一つの点は、現金の手持ちです。
水や食料ほか生活物資（個人対象）は、スーパー、生協、コンビニ店で現金所持がなくても一定の買物はある（住所・氏名の記入や免許証などの身分証提示程度で可能）ようですが、企業対象のまとめ買いはできません。また、ATMも使えないと思ってください。
現金引出しや手形決済（延期）については、予め取引銀行に確認してください。
(一般家庭では、通帳・印鑑を提示できなくても一定額の現金払戻しは可能)
- ⑥従業員には次の事を指導してください。
 - ・従業員の生活拠点は、住まい周辺の避難所に置いてください。救援物資は避難所に優先供給されます。(車中泊も同様)
 - ・水分や食料をできるだけ補給させ、業務に際し休息時間を頻繁に与えるよう指示してください。(軽い運動などで体を動かし、エコノミークラス症候群（肺塞栓症）等の予防も)

事業継続の体制

●二次災害防止	余震に備えてください。 (施設、備品、在庫商品、通信、P Cなどの機器、車両など 社内の点検と仮対処を)
●安否確認	従業員やその家族の安否確認が第一！
●救 援	従業員やその家族の救援（被害規模により）を優先！
●情報共有	連絡事項の掲示や、手書きメモをボードに貼る。目立つ場所 に大きくペタペタと掲示することが有効です。 (口頭でのやりとりは上手く共有できません)
●自給自足	概ね罹災より 48 時間以内は自力で。 (直ぐに救援はないと思ってください)
●行政の生活支援	行政などは 48 時間以降に機能を始め～72 時間後からと考 えて。(避難所優先。企業への直接救援は無いと思ってくだ さい)
●現 金	食料・飲料水・物資などの調達、公衆電話など、現金 (特に硬貨) が必要。
●従業員の出社	役割分担し、報告・連絡・相談(ほう・れん・そう)を頻繁 に、手書メモ貼りで情報共有を。
●従業員の休息	強く指示しないと帰宅しない傾向。業務と休息のバランス を心がけて。(長時間の緊張と作業は後々にガックリ！)
●従業員の派遣	・自治体要請による派遣は監督者の指示で(労災考慮)。 ・装備、軽食、飲料水、現金所持を指示・点検し派遣させ る。 ・単独行動を避け、2 人以上で出かけるのが望ましい。
●自治体からの要請	発生直後はまずなし。 体制が整うであろう 48 時間～72 時間以降からか。 ★書面や口頭で→【要請事項と手順「項目」】参照を
●病院からの要請	個々に対応してください。(協会へ状況報告を) (院内急患用はカルテ作成できれば保険適用・代金請求可 能)

●代金請求	医療機関以外の商品提供は各行政に事後請求可能。 (できるだけ、仮納品受領書を手書きやコピー機で作成し、 受領者の署名をもらう)

事業継続に必要な物資

注意) 以下の物資を罹災直後に入手するのは困難と思いますので、予め計画し備蓄しておく事を検討する。

●飲料水	ペットボトルなど、飲料水の確保。 (1 人 1 日量の目安=2ℓ) ×従業員数 () 人=
●トイレ用水	・生活排水を捨てないで代用できます。 ・節水→小用では水を流さないなどの工夫を。
●食 料	48～72 時間維持に必要な簡易食料 (季節により腐敗の配慮を)
●防災具	ヘルメット、帽子、安全靴、懐中電灯、毛布、携帯ラジオ、電池など
●カセットコンロ+ヤカン	湯沸かし、小暖房など。スぺアボンベ必須。
●衣 類	作業衣類、カッパ、軍手、作業靴、スリッパ
●工具類	ドライバーセット、ハンマー・プライヤー等工具、針金、釘、画鋸・・・
●生活雑貨	紙コップ・皿、割り箸、タオル、段ボール、セロハン・ガムテープ、筆記具、メモ用紙、ノート、ティッシュ、青色防水シート、乾電池、ローソク
●衛生雑貨	マスク、濡れナプキン、石鹸、傷口絆創膏、トイレ紙、携帯カイロ
●事務機器	(優先保守) コピー機、ファックス機、用紙

●営業車両 (ガソリンスタンドの 機能停止として)	・・・日頃から燃料満タンの習慣を・・・ ・電源アダプターで照明／充電に使用できます (携帯充電、ノートパソコンも使えます) ・仮眠にも使用できます
●その他	

推奨：設備や備品

●電源・照明 (停電の場合)	小型発電機＋燃料＋コードリール 簡易照明、パソコン・LAN、コピー、ファックス、電話 交換機、携帯充電
●交通手段 (規制や大渋滞の場合)	自転車・バイク (安否確認、情報収集、病院出動、物資調達、帰 宅・・・)
●火 力 (都市ガス停止の場合)	カセットコンロ＋ボンベ (都市ガス停止の場合、復旧までに長期間かかります)
●通 信 (NTT、携帯殺到＝輻 輳)	衛星電話・業務用 MCA 無線・防災用携帯電話・アマチュア 無線機（ハム）等（ハムは災害時に業務使用ができる）
●暖 房 (停電の際の暖房)	石油ストーブ＋ポリタンク＋手動ポンプ
●情報・マスコミ	テレビ・ポータブルラジオ
●仮眠寝具	簡易ベット（キャンプ用品）・毛布 (負傷者搬送にも使用可)
●簡易トイレ	消耗品付

大災害時の基本姿勢 第一に自助 第二に共助

第三に公助 の認識を企業も社員も持つこと

※大災害時の医療機関に対する飲食物などの物品提供については、必要かつ相当と認められる場合は、それが、医療機関に対する景品類の提供に該当する行為であっても例外的に制限の対象としない。

応急処置のポイント

★軽 傷？	少々の打撲／擦り傷／少量の出血→→仲間同士で応急処置。 または近隣のクリニックへ（事前確認）
★傷口が汚れている？	水道水やペット水の流水の勢いで汚れを落とし、できるだけ直接手指や器具類で触らない（消毒液があればその後に処置）。
★傷口を塞ぐ？	ガーゼなどの清潔な布や傷口テープなどで傷口を塞ぐように貼る。布を切り裂いて包帯の代用。
★出血が止まらない？	部位を強く押さえ止血する。出血量が多いときは部位より心臓に近いところを布などで強めに縛る。
★骨 折？	段ボール、硬めの本、ガムテープなどを代用し固定する。
★担 架？	ドア、ホワイトボード、衝立パネル、書庫の扉・・・を取外し代用する。
★搬 送？ 病院ではトリアージ？	途中から徒歩も考慮し、担ぎ手は4人以上が望ましい。 病院では患者殺到するため「トリアージ」（治療優先順序）を行うので、症状により直ぐに治療しないこともあります。
★心肺停止？ 呼吸停止の確認！	①上半部を軽く叩いて呼びかけ反応確認 ②呼吸の有無を確認（口と鼻に耳を近づけて） ③呼吸が無いときは直ちに「心肺蘇生法」（心マ）開始 ④AEDがあるときは（心マを継続）併行して準備し作動開始

★心肺蘇生法？ 【心臓マッサージ (心マ)】	～ 救急車の可否に関係なく、直ちに行ないましょう ～ ⑤水濡れのない平らな床などに寝かせます（マクラは当てない） ⑥両方の手のひらに重心をかけ、胸部を繰返し強めに圧迫します。 ⑦これを一分間に 100 回のリズムで繰返します。 ⑧心マは重労働、交代で継続しましょう ⑨口から口への人工呼吸は必ずしも必要なし。口から嘔吐、出血などは行なわない（心マ 30 回に 1 回の割合で強く息を吹き込みます） 注 1）要は脳に酸素を送り込む目的です。心臓が完全停止（見た目では判りません）していない限り、蘇生の可能性がある！と思って続けてください。 注 2）予め消防署などの講習会を受講しておきましょう。
--	--